

公認会計士試験に
チャレンジしてみませんか



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board



金融庁

Financial Services Agency



公認会計士は、監査、会計の専門家として、独立した立場で、財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社の公正な事業活動、投資者や債権者の保護等を図り、経済の健全な発展に寄与することを使命にしています。



公認会計士事務所を開設し、 また、監査法人に所属して行う監査証明

法律で定められた監査や任意の監査などがあり、透明性のある社会・経済を築くために極めて重要な仕事です。

企業経営へのアドバイス、企業の中での 監査・経理・経営戦略のアドバイス

経営戦略の立案から組織再編、株式公開に関する支援や情報システムの構築などがあります。経済の原動力である企業を動かす力となるダイナミックな仕事です。

また、環境監査に関する支援もあります。



〈今後の公認会計士試験〉平成25年試験

24年**12**月(第I回)、25年**5**月(第II回) 短答式試験

※ 受験機会が年2回あり、いずれかの試験に合格すれば論文式試験を受験できます。

財務会計論 (120分 200点)

管理会計論 (60分 100点)

監査論 (60分 100点)

企業法 (60分 100点)

《短答式試験合格者》

・短答式試験は2年間免除
を受けることができます。

合格

※ 25年試験では、管理会計論と監査論を続けて120分で実施する予定です。

公認会計士 試験の概要

目的及び方法

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをその目的とし、短答式(択一式を含む)及び論文式による筆記の方法により行われます。

受験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県

受験資格

受験資格の制限はありません。

受験申込み

公認会計士試験を受験するには、受験願書を、受験地を管轄する財務局の理財課等に願書受付期間内に郵送して下さい。受験願書の入手方法等の詳細については、公認会計士・監査審査会のウェブサイトに掲載する受験案内等で確認して下さい。

試験スケジュール

平成25年試験		
	第I回短答式試験	第II回短答式試験
願書受付	平成24年8月31日～9月14日	平成25年2月中旬～下旬
短答式試験	平成24年12月9日	平成25年5月下旬
短答式試験合格者発表	平成25年1月中旬	平成25年6月下旬
論文式試験	平成25年8月下旬(3日間)	
論文式試験合格者発表	平成25年11月中旬	

※ 平成25年度試験の具体的日程については、平成24年6月に公表する予定です。

25年8月論文式試験

必須科目

会計学(300分 300点)
監査論(120分 100点)
企業法(//)
租税法(//)

選択科目※

経営学(120分 100点)
経済学(//)
民法(//)
統計学(//)

《論文式試験の科目免除》

・相当と認める成績を得た科目は2年間免除を受けることができます。

《法令基準等の配付》

・会計学、監査論、企業法、租税法及び民法の試験については、公認会計士試験用法令基準等を配付して行います。

合格

公認会計士試験合格者

業務補助等2年以上

(業務補助又は
実務従事)

※ 試験合格の前後は問いません。

登録

公認会計士

実務補習

(修了考査を含む)

※ 4科目中から1科目選択



合格率や合格基準はどうなっていますか。

A

平成23年試験では、願書提出者23,151人に対して最終合格者は1,511人となり、合格率は6.5%でした。

また、合格基準は、審査会規則で以下のとおり定めています。

- ・ 短答式試験:素点ベースで満点の70%を基準として審査会が相当と認めた得点比率
 - ・ 論文式試験:偏差値で52%の得点比率を基準として審査会が相当と認めた得点比率
- なお、いずれにおいても、1科目につき40%の得点比率に満たないもののある者は不合格となることがあります。

(参考1) 審査会において「相当と認めた得点比率」を決定するに当たっては、上記の基準(短答式70%、論文式52%)を上回ることもあります。

なお、審査会が決定した合格点は、平成23年試験では、短答式(第I回・第II回)73%、論文式52.5%、平成24年試験第I回短答式では70%でした(1科目につき40%未満の得点比率のある者は不合格)。

(参考2) 平成24年以降の公認会計士試験合格者数のあり方に関し、以下のとおり、金融庁としての考え方が示されております。

「公認会計士試験については、公認会計士・監査審査会において運用され、平成23年の合格者数は1千5百人程度であったところであるが、合格者等の活動領域の拡大が依然として進んでいないこと、監査法人による採用が低迷していることに鑑み、平成24年以降の合格者数については、なお一層抑制的に運用されることが望ましいものとする。」(金融庁ウェブサイト平成24年1月5日公表)

一般の企業で働きながらでは、受験が難しいのでしょうか。

A

短答式合格による免除や論文式で一定の成績を得た科目についての免除制度(共に有効期間は2年間)が導入されています。これにより、一度に全科目に合格しなくても、免除制度を利用して計画的に試験合格を目指すことができるなど、一般の企業に勤務する方でも受験しやすくなっています。

また、上場会社等での会計又は監査関連業務の実務経験(通算7年以上)がある場合、短答式の財務会計論が免除されます。

※ 免除制度の詳細は、審査会ウェブサイト「公認会計士試験Q&A」をご覧ください。

公認会計士試験合格者に対する女性の割合を教えてください。

A

平成23年試験の合格者のうち、女性は308人、合格者に占める割合は20.4%となっております。

公認会計士は、資格を有することで女性が出産・育児を経験しながらも、生涯働くことも可能な職業と考えられます。今後、女性受験者・合格者の増加が期待されます。

公認会計士試験に合格すれば、監査業界に就職することができるのでしょうか。

A

近年の監査業界の経営状況等もあり、監査業界の採用数は減っています。

平成22年12月から23年1月にかけて金融庁で実施した合格者アンケートの結果では、就職希望者のうち、監査業界に内定している者の割合は約56%です。また、総じて在学中の合格者の内定率は高く、卒業後は年齢が高まるにつれて内定率が低下する傾向にあります。

近年は経済界でも会計専門家の育成・確保に熱心な企業も増えておりますので、早い段階で、監査業界のみならず経済界も含めた幅広い選択肢の中から、状況に応じて柔軟にキャリアパスを考えることが重要と考えられます。

監査法人に就職できないと公認会計士の資格を取得できないのでしょうか。

A

公認会計士としての資格を取得するためには、公認会計士試験の合格に加えて、実務経験と実務補習が必要です。

実務経験としては、監査法人等での監査の補助のほか、企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなどの業務も幅広く認められております。

なお、従前は、資本金5億円以上の企業において実務経験を踏む必要がありましたが、平成24年4月より、資本金5億円未満の開示会社や、資本金5億円以上の企業及び開示会社の連結子会社(海外子会社を含む)にまで対象を拡大しております。また、実務に従事する場合の雇用形態について、正職員以外の場合も排除されないことを明確化しております。

実務補習については、実務補習を実施する「一般財団法人会計教育研修機構」において、e-ラーニングや土曜日のみを利用して講義を行うクラスを導入するなど、企業に勤務していても実務補習を受講できるよう運用改善が行われております。

※ 実務経験(実務従事など)の詳細は、金融庁ウェブサイト「公認会計士の登録Q&A」をご覧ください。

試験結果の概要

年 別	願書提出者 (A)	論文式 受 験 者 (B)	合 格 者 (C)	合 格 率	
				(C)／(A)	(C)／(B)
平成21年	21,255人 (20,443人)	6,173人 (5,361人)	2,229人 (1,916人)	10.5% (9.4%)	36.1% (35.7%)
平成22年	25,648人 (25,147人)	5,512人 (5,011人)	2,041人 (1,923人)	8.0% (7.6%)	37.0% (38.4%)
平成23年	23,151人 (22,773人)	4,632人 (4,254人)	1,511人 (1,447人)	6.5% (6.4%)	32.6% (34.0%)

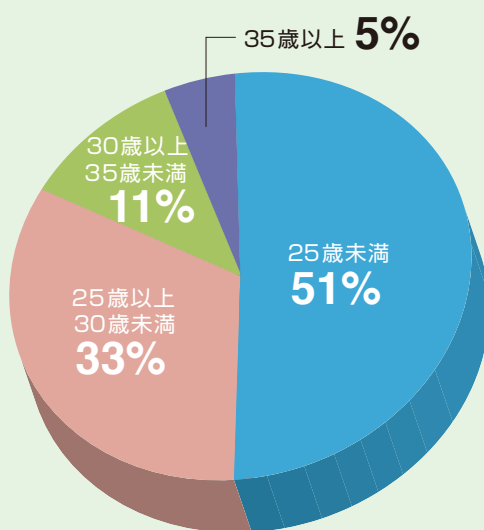
(注1)平成23年合格者中
最高年齢64歳、最低年齢19歳、女性308人

(注2)表中()内の数値は、旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したものです。

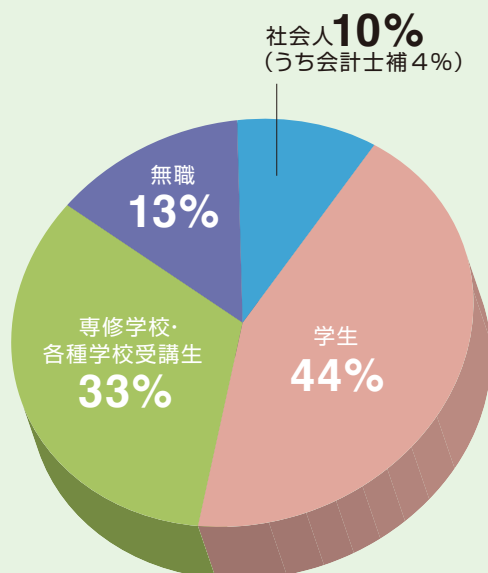
(注3)平成23年の願書提出者は、第I回短答式試験における願書提出者が17,244人、第II回短答式試験における願書提出者が17,374人となっているところ、第I回、第II回のいずれにも願書を提出してきた受験者を名寄せして集計したものです(平成22年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載)。

平成23年合格者調

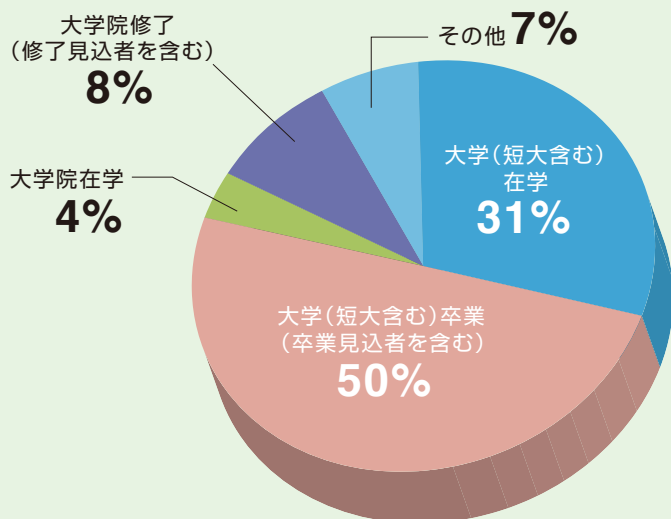
年 齢 別



職 業 別



学 歴 別





公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会は、金融庁におかれた機関で、公認会計士試験の実施、監査事務所の業務に関する検査等を行っています。



金融庁

Financial Services Agency

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務としています。

(ウェブサイト)

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>
<http://www.fsa.go.jp/>

公認会計士試験に関する問い合わせについては

地域	問い合わせ先	電話番号	所在地
全国	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室	03-5251-7295	100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
北海道	北海道財務局理財課	011-709-2311	060-8579 札幌市北区北8条西2
東北	東北財務局理財課	022-263-1111	980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1
関東	関東財務局理財第一課	048-600-1117	330-9716 さいたま市中央区新都心1-1
北陸	北陸財務局理財課	076-292-7851	921-8508 金沢市新神田4-3-10
東海	東海財務局理財課	052-951-1790	460-8521 名古屋市中区三の丸3-3-1
近畿	近畿財務局理財第一課	06-6949-6366	540-8550 大阪市中央区大手前4-1-76
中国	中国財務局理財課	082-221-9221	730-8520 広島市中区上八丁堀6-30
四国	四国財務局理財課	087-831-2131	760-8550 高松市中野町26-1
九州	九州財務局理財課	096-353-6351	860-8585 熊本市春日2-10-1
//	福岡財務支局理財課	092-411-7281	812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1
沖縄	沖縄総合事務局理財課	098-866-0092	900-0006 那覇市おもろまち2-1-1

公認会計士制度に関する問い合わせについては

問い合わせ先	電話番号	所在地
金融庁総務企画局企業開示課	03-3506-6000(代)	100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館